

## 『都市計画の理論と法制』

飯沼一省 著

良書普及会 [刊]

1927年 23cm/448頁 図書番号 OB-0125

---

飯沼一省は、1892（明治25）年2月福島県会津若松市に生まれた。1917（大正6）年、東京帝国大学法科大学法律学科を卒業後、内務省土木局に勤務する。入省後は都市計画局事務官、官房都市計画課長、神社局長、次官、地方長官を務めた。

初めに配属された土木局道路課では、主に外国の道路法関係の調査をした。当時、都市計画は、池田宏（初代都市計画課長）を中心に同局河港課が担当していた。池田は、飯沼の直属の上司ではなかったが、飯沼が諸外国の道路法関係の調査をしていたために、併せて都市計画関係の調査も命じた。都市計画法施行の前年、1918（大正7）年5月、内務省内に都市計画法案を審議する都市計画調査会とその事務を担当する都市計画課（大正11年、都市計画局に格上されたが大正13年、ふたたび官房都市計画課となる）が設置され都市計画行政にとって重要な時期であった。都市計画調査会が設置されるまで内相を務めていた後藤新平は、池田に都市計画法の起草を命じ、池田は飯沼を海外の都市計画制度の研究や資料収集のため奔走させていた。このように、都市計画法成立にむけて後藤、池田、飯沼とは非常に深い関係で結ばれていた。

1927（昭和2）年に刊行された本書は、都市市民に遅々として浸透しない都市計画に焦燥感を抱いていた飯沼が、その促進に少しでも寄与するために著したものである。二篇十六章、448頁からなる自身最初の著作物である。特に注目すべきは、第二篇第十一章の受益者負担論であろう。飯沼は、1923（大正12）年2月から12月にかけて、欧米各国へ都市計画の最新の理論や手法を調査するために出張した。都市計画を生涯の仕事としていただけに千載一遇の出張であった。受益者負担については幾度となく訪問したニューヨーク市政調査会で知り、ニューヨークから英国へ発つ前にたまたま譲り受けた受益者負担制度（Special Assessment）の運用に関する資料をもとに論じている。なお、「受益者負担」という訳語は、飯沼によるものである。各篇冒頭で、著者は次のようなことを述べる。

第一篇「都市計画理論」では、都市計画の理想について、「各都市が田園都市の理論に従って構成せられ…諸都市が地方計画の理論に従って碁布配置せらるゝ」こととして、「大都市の無限の膨脹は決して望ましいことではない」と警告する。その対策の一つとして、「衛星都市を作りて人口を此処に分散せしむる」必要があるとする。

第二篇「都市計画法制」では、「都市計画法制は、都市構築の為の規定と、都市計画の為の規定とを包含している」とし、その運用にあたって都市構築は、「現実に事業を執行すること」及び「財源を必要とする」と述べ、都市計画は、「事業として執行せらるゝ場合に…浪費を少からしめんとすること」及び「財源を必要としない」と述べる。日本には財源の豊かな都市はない。だが、財源がないことで、都市の無秩序な膨脹に何ら規制を設けなければ、その「醜状は之を永久に救ふことが出来ない」とし、「都市構築と相並んで別に都市計画の制度を必要とする」と述べる。

（柳原裕彦・市政専門図書館司書主幹）